

第42回議会運営委員会

と き 平成29年7月26日（水）

午後1時30分

ところ 第1委員会室

付議事項

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について

- 2 山陽小野田市空家等対策協議会委員の推薦について

- 3 その他
 - (1) 市議会モニターからの意見について

 - (2) その他

山陽小野田市議会基本条例検証

平成 29 年 月

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|------|---------|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。</p> | | (検証対象外) |

| 条 文 | 検証結果 | |
|--|---------------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。</p> <p>(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</p> <p>(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。</p> <p>(5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。</p> | <p>ある程度達成</p> | <p>【開かれた議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議・委員会の会議録をホームページで公開している。 ○ 本会議・委員会をインターネットでライブ中継・録画配信をしている。 ○ 本会議・委員会の資料を傍聴者に配布するとともにホームページで公開している。 ○ 政務活動費の領収書をホームページで公開することとした。 <p>【市民参加の機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会を毎定例会後に行っている。 ○ 市民懇談会を実施している。 ○ 市議会モニター制度を開始する。 <p>【政策立案、政策提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策討論会を開催し、議会政策提言として取りまとめ、市長に提出した。 <p>【監視、評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 執行部提案議案の修正等を行った。 ○ 一般会計決算において事業評価を行った。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更なる市民ニーズの把握に努める。 ○ 政策提言等に向けたサイクルを確立する必要がある。 ○ 全ての会計で事業評価を行う必要がある。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|--|--------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p> | ある程度達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動原則に従い、各議員が行動している。 ○ 各種団体が実施する研修会等に積極的に参加するなど、自己研さんに努めている。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会アドバイザーなど外部講師を招いての研修を定期的実施する。 |
| <p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。</p> | ある程度達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進地視察などを行い、調査研究に努めている。 ○ 政策立案、政策提言には至っていない。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会派として、政策提言につながるような調査研究を行う。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|--------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。</p> | ある程度達成 | <p>○ 本会議及び委員会を公開している。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 全員協議会を公の機関とすることを前提として、そのあり方について検討する。</p> |
| <p>(自由討議の保障)</p> <p>第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。</p> | ある程度達成 | <p>○ 委員会審査において、当初予算、決算、重要議案について、自由討議を行っており、その結果、附帯決議、議案の修正・否決を行ったものもある。</p> <p>○ 本会議において、自由討議は行っていない。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 自由討議の運営方法について、更に検討する。</p> <p>○ 本会議での自由討議について検討する。</p> |
| <p>(議決事件の追加)</p> <p>第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。</p> <p>2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。</p> | ある程度達成 | <p>○ 基本構想、基本計画の制定・改廃を議決事項に追加した。</p> |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|--------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(議案及び関連資料の公開)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。</p> | 達成した | <ul style="list-style-type: none"> ○ 議案を含め、本会議及び委員会の資料を傍聴者に配布するとともにホームページで公開している。 |
| <p>(政策討論会の開催)</p> <p>第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定めます。</p> | ある程度達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策討論会を開催し、その議論を基に政策提言を市長に行った。 ○ 単発での開催であり、継続的な開催が望まれる。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策討論会を定期的を開催するための仕組みづくりについて検討する。 |
| <p>(行政運営の検証)</p> <p>第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関(以下「市長等」といいます。)が執行した事業等の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。</p> <p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。</p> <p>3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。</p> | ある程度達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般会計決算において事業評価を行い、市長に評価表を提出した。 ○ 当初予算や決算審査の結果、今後の検討事項等を市長に提言するため、附帯決議として取りまとめ、議決した。 ○ 市長から附帯決議の検討結果の報告がある。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての会計で事業評価を行う必要がある。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|----------------------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(一般質問)</p> <p>第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。</p> <p>2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものに行なうべきです。</p> <p>3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。</p> | <p>ある程度達成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答方式を採用し、論点や争点を明らかにし、的確な回答が得られるようにしている。 ○ 施政方針に対し、代表質問を行うことで、より政策的な議論が行えるようにしている。 ○ 一般質問の論点と回答は、ホームページで公開しているが、掲載していない議員もいる。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問後の執行部の対応等の検証方法について検討する。 |
| <p>(反問権)</p> <p>第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。</p> | <p>まだ不十分</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 反問権行使の実績がない。 ○ 答弁の中で内容を明らかにするための実質的な反問は行われていない。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例に基づく行使が行われるようにする必要がある。 ○ 反問権を行使する場合の取扱い(時間、回数など)について詰める必要がある。 ○ 広義の意味での「反論、議員への逆質問」の行使について検討する。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|--|---------------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(質疑)</p> <p>第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。</p> | <p>まだ不十分</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議での質疑が数字の確認などで終わり、総括大綱的でない場合がある。 ○ 本会議での質疑が疑義の解明ではなく、個人の意見の主張になっている場合がある。 ○ 本会議での質疑が委員会審査に反映されていない。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質問と質疑の区別を明確にする。 |
| <p>第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。</p> <p>2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。</p> <p>3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。</p> | <p>まだ不十分</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 疑義の解明ではなく、個人の意見の主張になっている場合がある。 |
| <p>(委員長報告)</p> <p>第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。</p> <p>2 委員長報告概要は、議場に配布します。</p> | <p>ある程度達成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおりに行われている。 ○ 委員長報告概要は、ホームページでも公開している。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|---------------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(賛否の公開)</p> <p>第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。</p> | <p>達成した</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおりに行われている。 ○ ホームページ、議会だよりで公開している。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛否の理由の公開について検討する。 |
| <p>(委員会の運営)</p> <p>第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。</p> | <p>ある程度達成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管事務調査に積極的に取り組んでいる。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策提言につながるような所管事務調査を行う。 ○ 議会によるサマーレビューについて検討する。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|---------------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(審議における論点情報の形成)</p> <p>第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。</p> <p>(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果</p> <p>(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 関係法令及び条例等</p> <p>(6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算</p> | <p>まだ不十分</p> | <p>○ 論点情報の形成が不十分である。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 論点情報の形成に重点におく委員会運営に取り組んでいく。</p> |
| <p>(市民懇談会の実施)</p> <p>第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。</p> <p>2 市民懇談会に関することは、別に定めます。</p> | <p>ある程度達成</p> | <p>○ 条例どおり実施されている。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 市民懇談会を議会からの申入れにより開催できるようにするか検討する。</p> |

| 条 文 | 検証結果 | |
|--|-------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(請願者及び陳情者の意見陳述)</p> <p>第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。</p> | 達成した | ○ 条例どおり実施されている。 |
| <p>(公聴会及び参考人制度の活用)</p> <p>第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。</p> | まだ不十分 | <p>○ 参考人制度は活用したことがある。</p> <p>○ 公聴会制度は活用したことがない。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 公聴会の必要性、活用場面について検討する。</p> |
| <p>(附属機関の設置)</p> <p>第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。</p> | 取組なし | <p>○ 附属機関を設置していない。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 附属機関の必要性、活用場面について検討する。</p> |

| 条 文 | 検証結果 | |
|--|------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(意見箱の設置)</p> <p>第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。</p> | 取組なし | <p>○ 意見箱を設置していない。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 市民の声を聴く手段として、市民懇談会、議会報告会、市議会モニター、ホームページ等、様々なツールがある。意見箱の設置の是非も含め、検討する。</p> |
| <p>(議会報告会の実施)</p> <p>第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定めます。</p> | 達成した | <p>○ 条例どおり実施している。</p> <p>○ 参加人数が少なく、参加者も固定化している。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 議会報告会の目的が達成できるように開催方法、報告内容等を含め、議会報告会のあり方について検討する。</p> |
| <p>(市議会出前講座の実施)</p> <p>第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。</p> <p>2 出前講座に関することは、別に定めます。</p> | 取組なし | <p>○ 出前講座の実績がない。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 本条の取組は、市民懇談会でも対応できる。出前講座の是非も含め、検討する。</p> |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|--------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(情報の公開)</p> <p>第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。</p> <p>(1) 本会議会議録 (2) 委員会記録 (3) 委員会報告書 (4) 視察報告書 (5) 議長交際費 (6) 政務活動費 (7) 議会スケジュール (8) その他議長が必要と認めたもの</p> | 達成した | <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおり実施している。 ○ 政務活動費の領収書等関係書類を平成29年度分から公開対象とした。 |
| <p>(議会広報の充実)</p> <p>第27条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。</p> | ある程度達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおり実施している。 ○ 広報紙の掲載方法を変更した。 ○ フェイスブックを開始した。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ FMサンサンきららの活用について検討する。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|--------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(政治倫理)</p> <p>第28条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。</p> | ある程度達成 | |
| <p>(議員定数)</p> <p>第29条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。</p> <p>2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとしします。</p> | 達成した | ○ 専門的知見も活用しながら、本市の適正な定数について検討し、定数条例を改正した。 |
| <p>(議員報酬)</p> <p>第30条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。</p> | 取組なし | ○ 議員報酬の額について議論はしたが、改正を提案するまでに至っていない。 |

| 条 文 | 検証結果 | |
|--|--------|--|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(政務活動費)</p> <p>第31条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。</p> | 取組なし | <p>○ 政務活動費の額について議論はしたが、改正を提案するまでに至っていない。</p> |
| <p>2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。</p> | 達成した | <p>○ 条例どおり実施している。</p> <p>○ 旅費を実費とした。</p> <p>○ 領収書等関係書類を平成29年度分から公開対象とした。</p> |
| <p>(議会事務局)</p> <p>第32条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。</p> | ある程度達成 | |

| 条 文 | 検証結果 | |
|---|--------|---|
| | 評価 | 評価の理由等 |
| <p>(議会図書室)</p> <p>第33条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。</p> | まだ不十分 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究のための図書等が配置されていない。 ○ 市民の利用に供する状態になっていない。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会図書室のあり方について検討する。 |
| <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第34条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。</p> | ある程度達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員政治倫理条例を制定した。 |
| <p>(条例の見直し等)</p> <p>第35条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。</p> <p>2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。</p> <p>3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。</p> | まだ不十分 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2年ごとの検証を行っていない。 ○ 改選後の本条例の研修は行っている。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2年ごとの検証を徹底する。 ○ 改選直後の議会基本条例に関する研修を充実させる。 |
| <p>(委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。</p> | | (検証対象外) |

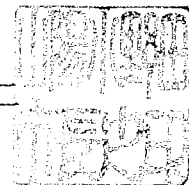
山 生 第 7 1 7 号

平成 2 9 年 (2017 年) 7 月 7 日

山陽小野田市議会

議長 尾 山 信 義 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



山陽小野田市空家等対策協議会の委員の推薦について(依頼)

向暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本市行政施策の推進につきましては、平素から格別の御配意をいただき、厚くお礼申し上げます。

近年、適正な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観、防犯等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが全国的な問題となっていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)が施行され、本市におきましても、「山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定しました。これにより、法や条例に即した空家等対策計画の策定及びその他の空家等に関する施策等を実施するための山陽小野田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施していきたいと考えています。

この協議会に貴議会からも委員として1名程御参加いただき、御意見等をいただくと幸甚です。

つきましては、別紙1により7月31日(月)までに御推薦くださいますようお願いいたします。

市民生活部生活安全課

担当：亀崎・光井

TEL82-1133



山陽小野田市空家等対策協議会の委員について

- 1 推薦依頼人数 1名
- 2 任 期 平成29年9月1日から平成32年8月31日まで
- 3 委 員 報 酬 会議1回につき2,000円
- 4 推 薦 方 法 別紙1に記入の上、郵送にて提出をお願いいたします。
- 5 推 薦 期 間 平成29年7月31日まで
- 6 そ の 他 平日の18時頃から2時間程度の会議を開催する予定です。
年間3回程度の会議開催を予定しています。

推 薦 書

平成 年 月 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 あて

推薦団体名

代表者氏名

⑩

山陽小野田市空家等対策協議会の委員として下記の者を推薦します。

記

1 役 職 名

(ふりがな)

2 氏 名

3 住 所 〒 ー

4 連 絡 先 (☎) (携 帯)

5 生年月日 年 月 日生

※誠に勝手ながら7月31日(月)までの御推薦をお願いいたします。

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市役所 生活安全課 亀崎 行き

市の附属機関委員への就任辞退について

H21. 5. 12

議会運営委員会

山陽小野田市議会では、議会改革の一環として、議員が市の附属機関（※注1）の委員に就任することについて鋭意検討を重ねてまいりました。その結果、市の附属機関の委員には、法律に定めのあるものを除き、議員は就任しないことにいたしました。

その理由は、次のとおりです。

(1) 議会の審議権等を抑制しないため

議員が執行機関の附属機関の委員に就任した場合、その附属機関の審議等を参考にして長が議案を作成し、議会に提出したとき、附属機関の委員となった議員は議会での議案の審議において鋭い質疑を行うことができなくなるなど、議会の審議権や監視権を抑制することになり、議会の役割を十分に果たせなくなる場合があります。

(2) 一議員の発言が議会の総意であるとの誤解を招かないため

議会は合議体であり、一人一人の議員はそれぞれの独自の考え方をもち、それぞれが議員として責任を持って活動をしています。したがって、1人の議員が議会全体の総意をもって附属機関の委員に就任するものではありません。このことから議員が附属機関の委員に就任することにより、その議員の考え方が議会全体の考え方であるとの誤解を生じることにもなりかねません。

(3) 議決機関と執行機関との分立のために

議会と執行機関との関係は、牽制均衡の原則の関係の中でそれぞれの役割の発揮が期待されており、議会の議員が執行機関の一部分ともいえる附属機関の委員に就任することは、議会の本来あるべき機能の低下を招き、議決機関と執行機関の二元代表制（※注2）の観点からも適当ではありません。

山陽小野田市議会では、現在、多くの附属機関の委員に議員が就任している状況です。しかし、国の法的見解、全国市議会議長会の市議会の活動に関する実態調査結果や、県内他市の状況などを参酌する中で、このような結論に達したものです。

議会についての意見

この度の議会に限らず毎度の感がありますが、一般質問について一点のみ意見具申させていただきます。

一言でいいますと、担当部課に聞けば済む話を何故こうも多くの皆さんが一般質問という貴重な場で聞かれるのか不思議でなりません。

「これはどうなっているの」「このように考えるがどうか」との質問が多くみられます。

私がそれらを拝聴して感じることは、入り口として執行部に答弁してもらい、その言質を取ったうえで突っ込んでいくのかな、或いは別の切り口をもって話が展開していくのかなと期待しているのですが、ただ単に「数字を聞くだけ」、ただ単に「状況を聞くだけ」、もっと進めてくださいと「要望を言うだけ」に聞こえてなりません。その質問をするにあたり、自らの信念を持って考え研究し理論武装しての質問とは思えないというのが率直な感想です。

折角の本会議です。ただ一般質問をすることに意義があるとは思えませんし、ただ時間を掛けることに意味があるのか疑問を感じます。

言論の自由は理解しております。ですから議運で一般質問の事前審査をするわけにはいきません。

何より市民から選ばれ負託を受けられた議員の皆さんです。

お一人お一人の信念に基づいた質問・発言となることが必要であると考えます。

以上